
1 3 1 9 . 陸側施設使用許可申請

業務コード	内 容
K L T	陸側施設使用許可申請

1. 業務概要

港湾管理者へ荷役機械使用許可申請、建物の類（上屋）使用許可申請、港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請、コンテナ用電源使用許可申請を送信する。

本業務により、登録、訂正及び取消しを可能とする。

手続名	提出先
荷役機械使用許可申請	港湾管理者
建物の類（上屋）使用許可申請	港湾管理者
港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請	港湾管理者
コンテナ用電源使用許可申請	港湾管理者

2. 入力者

船会社、船舶代理店、港運業者（荷役業者）（※）

（※システム上は船舶代理店と同じユーザ種別である。）

3. 制限事項

- ① 陸側施設使用許可申請に対する訂正は、最大99回とする。
（陸側施設申請番号（下2桁）が99の訂正をエラーとする）

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

以下、港湾サブシステムでチェックする内容。

（港1）入力項目チェック

- （A）単項目チェック
- （B）項目間関連チェック

（港2）申請者・申請先チェック

- ① 申請者が利用者情報DBに存在すること。
- ② 申請先が利用者情報DBに存在すること。
- ③ 申請先が申請された手続き（荷役機械使用許可申請、建物の類（上屋）使用許可申請、港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請、コンテナ用電源使用許可申請）を扱うこと。

（港3）申請管理情報DBチェック

（A）訂正・取消し

- ① 入力された陸側施設申請番号に対する申請管理情報DBが存在する場合、申請された手続きがすべて最新の内容であること。（※1）
- ② 入力者は陸側施設使用許可申請の登録を行った利用者と同一であること。
- ③ 申請状態が送信待ち、送信（送信中・配信失敗）以外であること。
- ④ すでに取消済みでないこと。

※1：訂正の場合で対象手続きが申請管理情報DBに存在しない場合は登録（新規申請）扱いとなる。

5. 処理内容

(1) 送信処理

入力チェック処理後、港湾サブシステムへ「陸側施設使用許可申請」電文を送信する。

(港1) 処理要求電文解析・格納処理

① 入力項目チェック処理を行う。

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(処理②、③は行わず処理④へ)

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照)

② 陸側施設申請番号を払い出す。

(A) 登録

新規の陸側施設申請番号を払い出す。

(B) 訂正

入力された陸側施設申請番号より枝番を払い出す

(C) 取消し

陸側施設申請番号は払い出さない。

③ 申請管理情報DBへ申請内容を登録・更新する。

(A) 登録

払い出された陸側施設申請番号に対する申請管理情報DBを登録する。

(B) 訂正

入力された陸側施設申請番号に対する申請管理情報DBを更新し、払い出された陸側施設申請番号に対する申請管理情報DBを登録する。

(C) 取消し

入力された陸側施設申請番号に対する申請管理情報DBを更新・登録する。

④ 「処理結果通知」電文をNACCSへ返信する。

(処理結果コードについては((1) 入力チェック処理と同様))

(2) 受信処理

港湾サブシステムから「処理結果通知」電文を受信する。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
受信確認通知 [荷役機械使用許可申請]	港湾管理者が港湾EDIシステムから荷役機械使用許可申請書を取り出した場合	入力者
回答通知 [荷役機械使用許可申請]	港湾管理者が荷役機械使用許可申請書に対して回答を行った場合	入力者
受信確認通知 [建物の類(上屋)使用許可申請]	港湾管理者が港湾EDIシステムから建物の類(上屋)使用許可申請書を取り出した場合	入力者
回答通知 [建物の類(上屋)使用許可申請]	港湾管理者が建物の類(上屋)使用許可申請書に対して回答を行った場合	入力者
受信確認通知 [港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請]	港湾管理者が港湾EDIシステムから港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請書を取り出した場合	入力者
回答通知 [港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請]	港湾管理者が港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請書に対して回答を行った場合	入力者
受信確認通知 [コンテナ用電源使用許可申請]	港湾管理者が港湾EDIシステムからコンテナ用電源使用許可申請書を取り出した場合	入力者
回答通知 [コンテナ用電源使用許可申請]	港湾管理者がコンテナ用電源使用許可申請書に対して回答を行った場合	入力者

7. 特記事項

- (1) NACCSから関連省庁システムに情報を送信する際に、NACCSと関連省庁システム間で障害等を検出した場合は、処理結果通知にエラーを出力する。
- (2) 関連省庁システムに対しては、各申請の提出有無を問わず、「荷役機械使用許可申請」「建物の類(上屋)使用許可申請」「港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請」「コンテナ用電源使用許可申請」を送信する。
- (3) 「陸側施設使用許可申請呼出し(KLT11)」業務により、「船舶基本情報登録(外航船・内航船)(VBX・JBX)」業務によって登録された内容と呼出した上で、各種申請を同時に行う事を可能とする。